

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

（用具の種目及び給付の対象者）

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表の種目欄に掲げるものとする。

2 用具の給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、中津市内に住所を有し、別表対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等（法以外の他の法令その他施策により用具の給付を受けることとなる者を除く。）とする。

（給付の申請）

第3条 用具の給付を受けようとする対象者の扶養義務者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて、市長に申請するものとする。

（給付の決定等）

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、調査をおこなったうえ、用具の給付の要否を決定するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果に基づき、調査書（様式第2号）を作成するものとする。

3 市長は、用具の給付を行うことを決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

4 市長は、用具の給付を行わないことを決定したときは、日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 給付の決定を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）は、その負担能力に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により給付決定者が負担する額は、小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱（平成27年雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添2に定める額とする。

(費用の支払等)

第7条 給付決定者は、用具を受け取る際に、前項の規定による負担金に給付券を添えて、業者に支払うものとする。

2 用具を給付した業者は、当該用具の給付に要した経費の額から前項の規定により給付決定者が当該業者に支払った額を控除した額に給付決定者から受領した給付券を添えて、市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、給付券等を審査し、速やかに費用を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。